



TAXI TODAY

IN JAPAN 2012

タクシーが
つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

おかげさまで、 タクシー生誕100周年

大正元年8月に、東京・有楽町でタクシー自動車株式会社が料金メーターを装着したT型フォード6台で営業を開始して以来、我が国のタクシー事業は今年100周年を迎えました。

私たちは、今後とも、地域の公共交通機関として、これまで以上にサービス及び利便性の向上に努めていくこととしておりますので、引き続き宜しくお願い致します。

昭和10年代に活躍した木炭自動車



法人タクシー事業者数の推移



タクシー車両数の推移(含:個人タクシー)



東京特別区・武三地区の初乗運賃改定状況(中型)

| | | |
|------------------------|-----|------|
| 昭和 27年 | 2km | 80円 |
| 39年 | 2km | 100円 |
| 45年 | 2km | 130円 |
| (以降、59年までの間、ほぼ2年おきに改定) | | |
| 平成 2年 | 2km | 520円 |
| 4年 | 2km | 600円 |
| 7年 | 2km | 650円 |
| 19年 | 2km | 710円 |
| (注)消費税関連の改定を除く。 | | |

タクシー 100年の歩み

- 大正元年** ●東京・有楽町でタクシー自動車株式会社がT型フォード6台で営業を開始しました(8月)。米の値段が1升30銭の時代、初乗り料金は約1.6km 60銭でした。
- 昭和10年代** ●戦争が拡大する中、ガソリンの使用は厳しく制限され、11年には配給制、13年には切符制になりました。また、16年には使用が禁止され、タクシーは木炭や薪などで走行することになりました。
●全国各地で政府勸奨による企業統合が進められ、東京では4社、大阪では5社、名古屋では3社に統合されました。
- 20年代** ●道路運送法が制定され、自動車運送事業に係る現在の制度が確立しました。また、新規免許取得会社が全国各地に続々と現れました。
- 30年代** ●高度経済成長に伴い、30年代から40年代にかけてタクシーが大幅に増車されました。一方、都市部では交通渋滞が始まり、少しでも多く稼ぐため急停車や急停止、速度制限違反等の無謀な運転を行う「神風タクシー」が出現しました。
●東京で個人タクシーの営業が許可され、173人に免許が交付されました(34年)。
- 40年代** ●乗車拒否等の違法行為を排除するため、東京と大阪に「タクシー近代化センター」(現タクシーセンター)が設立され、運転者の登録と適正化事業が実施されることとなりました(45年)。
●交通事故による死者数が16,765人と史上最悪を記録しました(45年)。
●オイルショックに伴う異常インフレにより、運賃が1年のうちに2回改定されました(49年)。
- 60年代** ●全タク連が、8月5日を全国統一の「タクシーの日」と決めました(63年)。
- 平成元年代** ●5年には、東京と大阪を当面の対象として運賃と料金の多様化が図られ、9年には、全国を対象に上下10%の範囲で自由に運賃設定ができるゾーン制運賃が導入されました。

- 10年代** ●地球温暖化防止対策が課題となる中、全タク連は運行の効率化等を内容とする自主的行動計画を策定しました(10年)。
●規制が緩和され、事業が免許制から許可制へ、増減車が許可制から届出制に変わりました(14年)。
- 20年代** ●東京と大阪に加え、新たに全国11の都市で運転者登録制度がスタートしました(20年)。
●供給削減に向けた地域計画の策定等を内容とする「タクシー適正化・活性化特別措置法」が制定され(21年)、全国各地で減・休車及び事業の活性化が進められることになりました。

CONTENTS

| | | | |
|--------------|----|---------------|----|
| タクシー100年のあゆみ | 1 | 安全・安心輸送を支える人々 | 19 |
| 適性化・活性化対策 | 3 | 厳しい労働環境 | 21 |
| 事業者数と車両数 | 5 | 交通安全対策 | 23 |
| 輸送人員と営業収入 | 7 | 防犯対策 | 25 |
| 事業規模 | 8 | 社会貢献 | 26 |
| 経営の現状 | 9 | 都道府県協会一覧 | |
| 年間納税額 | 10 | | |
| タクシーの運賃・料金 | 11 | | |
| 地域公共交通として | 13 | | |
| 観光タクシー | 15 | | |
| 環境に優しいタクシー | 16 | | |
| ケア輸送サービス | 17 | | |
| ますます便利で快適に | 18 | | |

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会(略称:全タク連)は、ハイヤー・タクシー事業を営む法人事業者の全国団体です。旧称は社団法人 全国乗用自動車連合会、平成24年4月1日付をもって一般社団法人に移行し、併せて名称を変更しました。なお、個人タクシーは別の団体となっています。

適正化・活性化対策

タクシー事業を巡っては、長期的に輸送需要が低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、地域によっては収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化が生じているほか、不適正な事業運営の横行、事故発生件数の増加といった問題が生じています。

このため、私たちは今、平成21年6月に制定された「タクシー事業適正化・活性化特別措置法」に基づき、タクシー事業の適正化、活性化に取り組んでいます。

適正化の状況



■減・休車の状況（平成24年3月1日現在）

- 特定地域^(注1)として指定された地域 …… **156地域**
- 特定地域における
減・休車実施前の車両数 …… **約19万台^(注2)**
- 減・休車数(一部計画中のものを含む。) …… **約2.4万台^(注2)**

(注) 1. 特定地域とは、タクシーの台数等に照らし適正化、活性化を推進することが特に必要であるとして国土交通大臣が指定した地域をいいます。
2. いずれも全タク連調べ。

■下限割れ運賃の是正状況

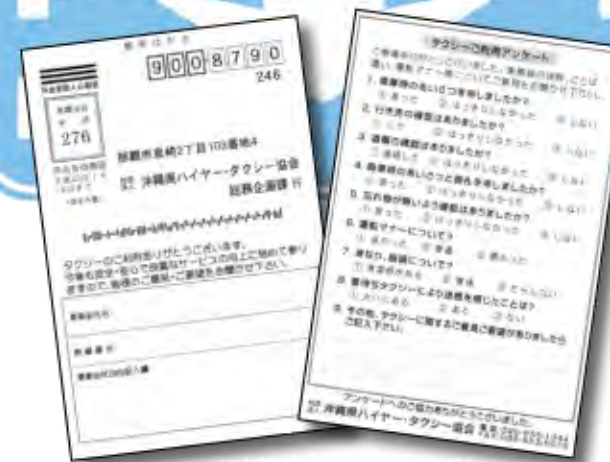
- 平成21年10月末現在 …… **1,208事業者**
- 平成24年 1月末現在 …… **332事業者**

(注) タクシーの運賃は、健全な経営を維持するとともに、運転者の労働条件を確保する観点から、原則として地方運輸局長が定めた一定の範囲で設定する必要があります。「下限割れ運賃」とは、この地方運輸局長が定めた一定の範囲を下回る運賃をいいます。

主な活性化策

お客様に喜んで頂ける タクシーを目指して

- 電子マネー、ICカード決済機等の導入
- タクシー乗り場や案内板の整備
- 福祉タクシーや乗合タクシー、観光タクシーなどの運行
- ハイグレード車、ジャンボタクシー、UDタクシーなどの導入
- チケット規格の統一
- 利用者満足度調査の実施
- 接遇・安全教育の徹底等、乗務員教育の充実 など



【沖縄協会のアンケート用紙】

事業経営の 活性化・効率化を目指して

- 共同配車センターの設置
- GPS-AVMシステムの導入による効率的配車の実現
- 燃料、物資等の共同購入の推進
- 定額運賃商品、タクシーによる旅行商品等の開発
- タクシー無線のデジタル化推進による経営の効率化
- 勤務シフトの見直し等による生産性の向上 など



【GPS-CTIシステム】

交通・環境・都市問題の 解決を目指して

- エコドライブ、アイドリングストップ運動の推進
- HV車・EV車等低公害車の導入促進
- グリーン経営認証の取得推進
- タクシープールの整備等車両滞留防止措置の実施
- 街頭指導員の配置、巡回指導の実施等による違法駐・停車の排除 など

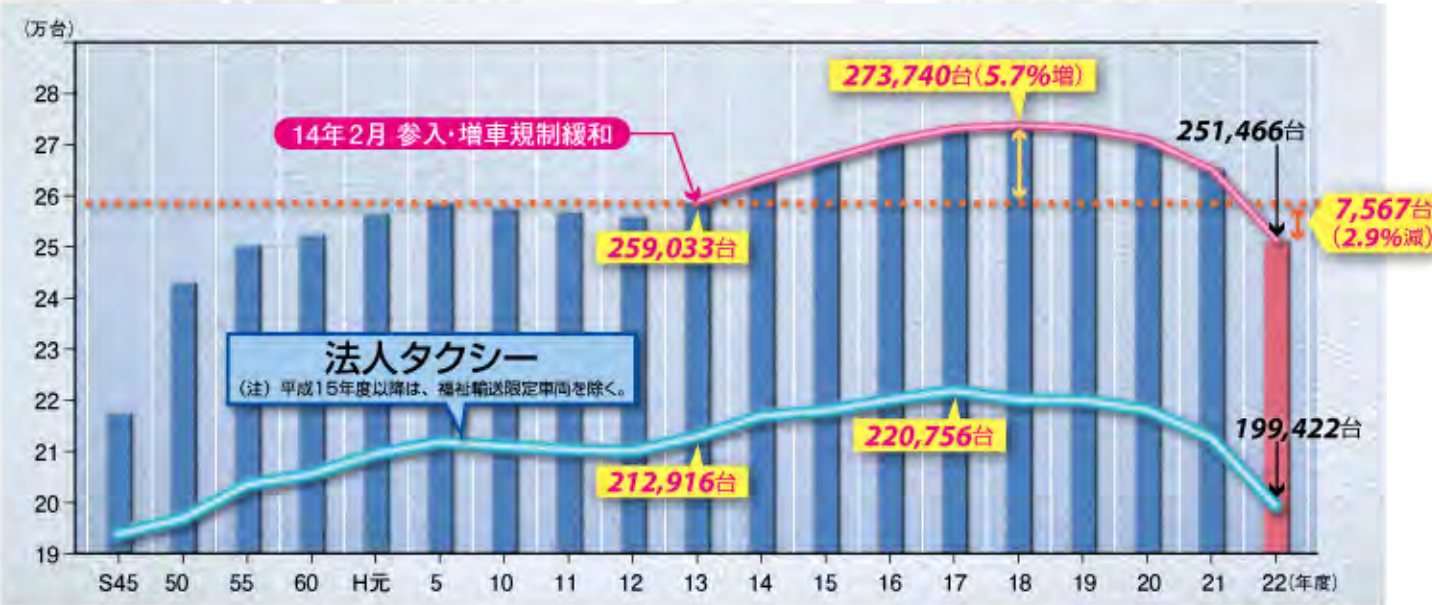
乗務員の労働条件の 改善・整備を目指して

- 賃金制度等の見直し
- 勤務体系の見直し等による労働時間の短縮
- 自動日報処理システムの導入等乗務員の負担の軽減
- 防犯カメラの設置等防犯対策の充実
- 仮眠室・休憩室の整備等、福利厚生施設の充実
- 健康管理の増進 など

事業者数と車両数

タクシーには、会社組織により運行する法人タクシーと、法人タクシーの勤務経験等一定の条件下の個人タクシー(1人1車)があります。

タクシー車両総数の約8割を占める法人タクシーは、地域の公共交通機関としての責任を果たすため24時間配車に努めています。



タクシー総車両数 251,466台

法人タクシー事業者数 **6,849**社
 福祉輸送限定事業者数^(注) 7,470社
 法人タクシー車両数 **199,422**台
 福祉輸送限定車両数 10,144台
 個人タクシー **41,900**台

(平成23年3月末現在 国土交通省調べ)

| | |
|-----|---|
| 北海道 | 373 485 10,631 615 (1,926) |
| 青森 | 125 184 2,896 210 (116) |
| 岩手 | 146 53 2,308 65 (88) |
| 宮城 | 210 95 4,280 121 (712) |
| 福島 | 165 172 2,455 200 (71) |
| 茨城 | 244 212 2,985 233 (0) |
| 栃木 | 125 137 1,841 174 (66) |
| 群馬 | 69 146 1,686 164 (7) |
| 山梨 | 100 51 1,009 86 (0) |
| 静岡 | 155 92 5,213 153 (295) |
| 神奈川 | 203 449 9,823 591 (2,763) |
| 東京 | 458 664 34,457 1,055 (16,787) |
| 千葉 | 229 390 6,272 493 (890) |
| 埼玉 | 176 411 5,892 558 (211) |
| 新潟 | 132 63 2,961 96 (393) |
| 山形 | 84 38 1,298 62 (94) |
| 秋田 | 102 36 1,473 49 (76) |
| 石川 | 90 51 1,908 67 (308) |
| 富山 | 53 30 1,049 43 (89) |
| 長野 | 127 76 2,847 117 (100) |
| 岐阜 | 82 48 2,181 66 (146) |
| 福井 | 65 57 900 91 (140) |
| 京都 | 72 100 6,742 144 (2,467) |
| 大阪 | 231 814 15,694 975 (3,928) |
| 滋賀 | 24 80 1,245 115 (41) |
| 愛知 | 186 271 8,367 465 (959) |
| 三重 | 125 167 1,352 206 (9) |
| 奈良 | 57 215 1,083 317 (15) |
| 和歌山 | 79 84 1,585 137 (82) |
| 兵庫 | 215 454 7,322 540 (1,246) |
| 兵庫 | 215 454 7,322 540 (1,246) |

| | |
|-----|--|
| 島根 | 114 41 1,285 60 (0) |
| 鳥取 | 26 29 721 32 (0) |
| 山口 | 131 57 2,463 74 (123) |
| 広島 | 300 249 5,650 335 (1,293) |
| 岡山 | 171 111 3,356 183 (234) |
| 福岡 | 285 142 10,419 241 (2,470) |
| 佐賀 | 147 23 1,189 33 (61) |
| 大分 | 172 55 2,339 88 (178) |
| 愛媛 | 187 107 2,196 183 (250) |
| 香川 | 97 60 1,530 72 (145) |
| 熊本 | 45 56 3,486 75 (454) |
| 宮崎 | 28 61 2,148 80 (86) |
| 高知 | 145 63 1,312 92 (198) |
| 徳島 | 112 92 1,090 122 (65) |
| 長崎 | 80 56 2,872 94 (539) |
| 鹿児島 | 145 48 3,878 53 (396) |

| | |
|----|--------------------------------------|
| 沖縄 | 162 95 3,733 119 (1,383) |
|----|--------------------------------------|

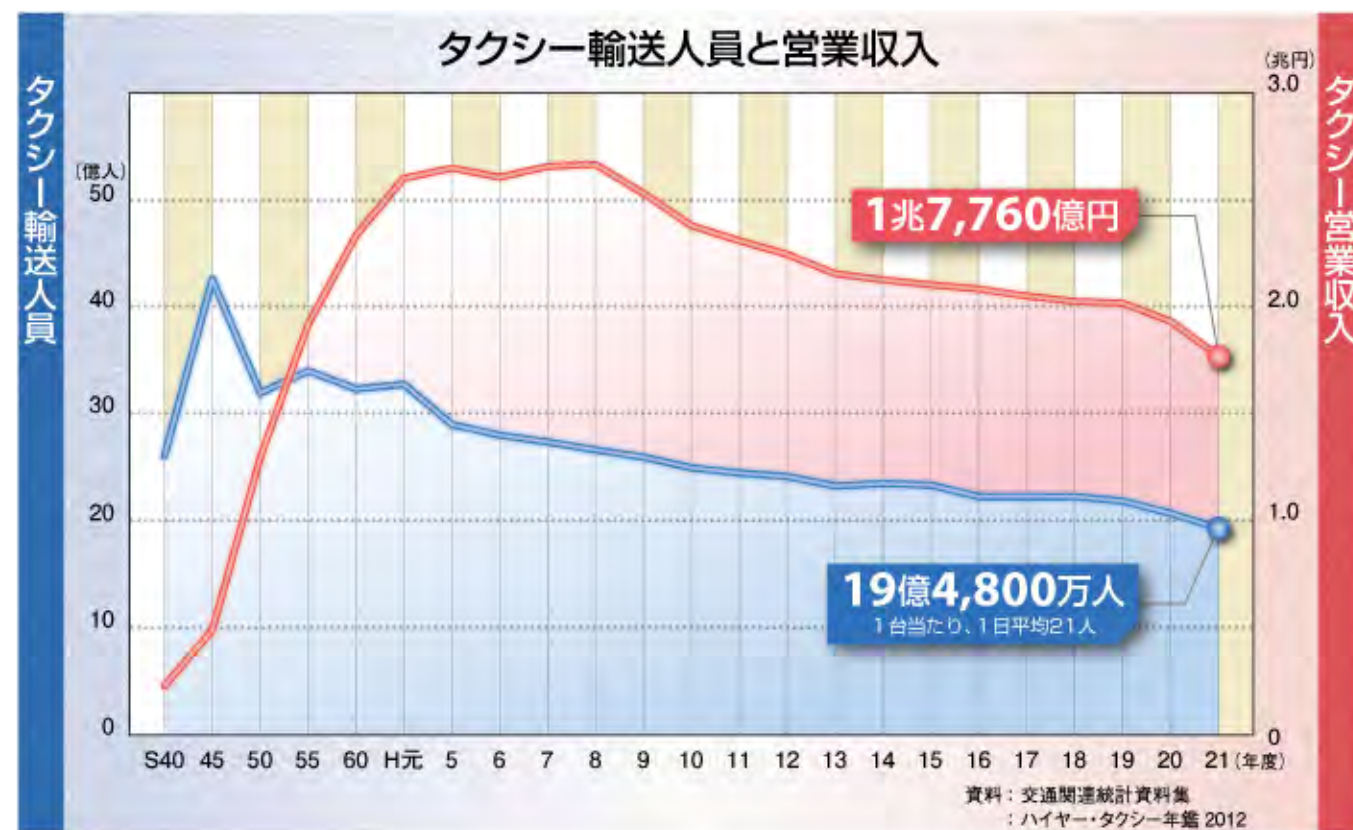
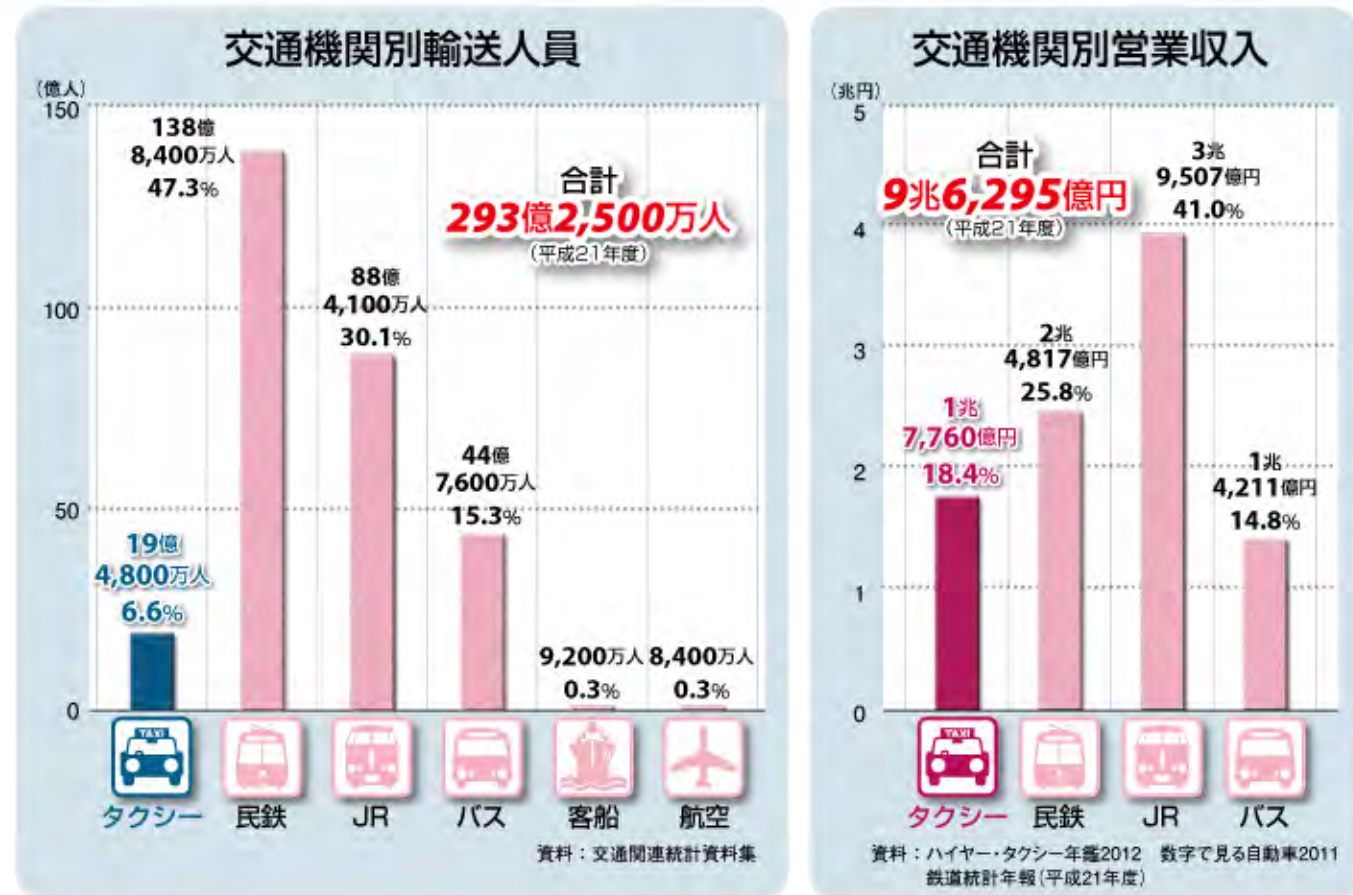
【凡例】

| | | |
|----|----------|------------|
| 東京 | 458 | 法人事業者数 |
| 東京 | 664 | 福祉輸送限定事業者数 |
| 東京 | 34,457 | 法人車両数 |
| 東京 | 1,055 | 福祉輸送限定車両数 |
| 東京 | (16,787) | 個人タクシー |

(注)福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに限定して営業するタクシー事業。

輸送人員と営業収入

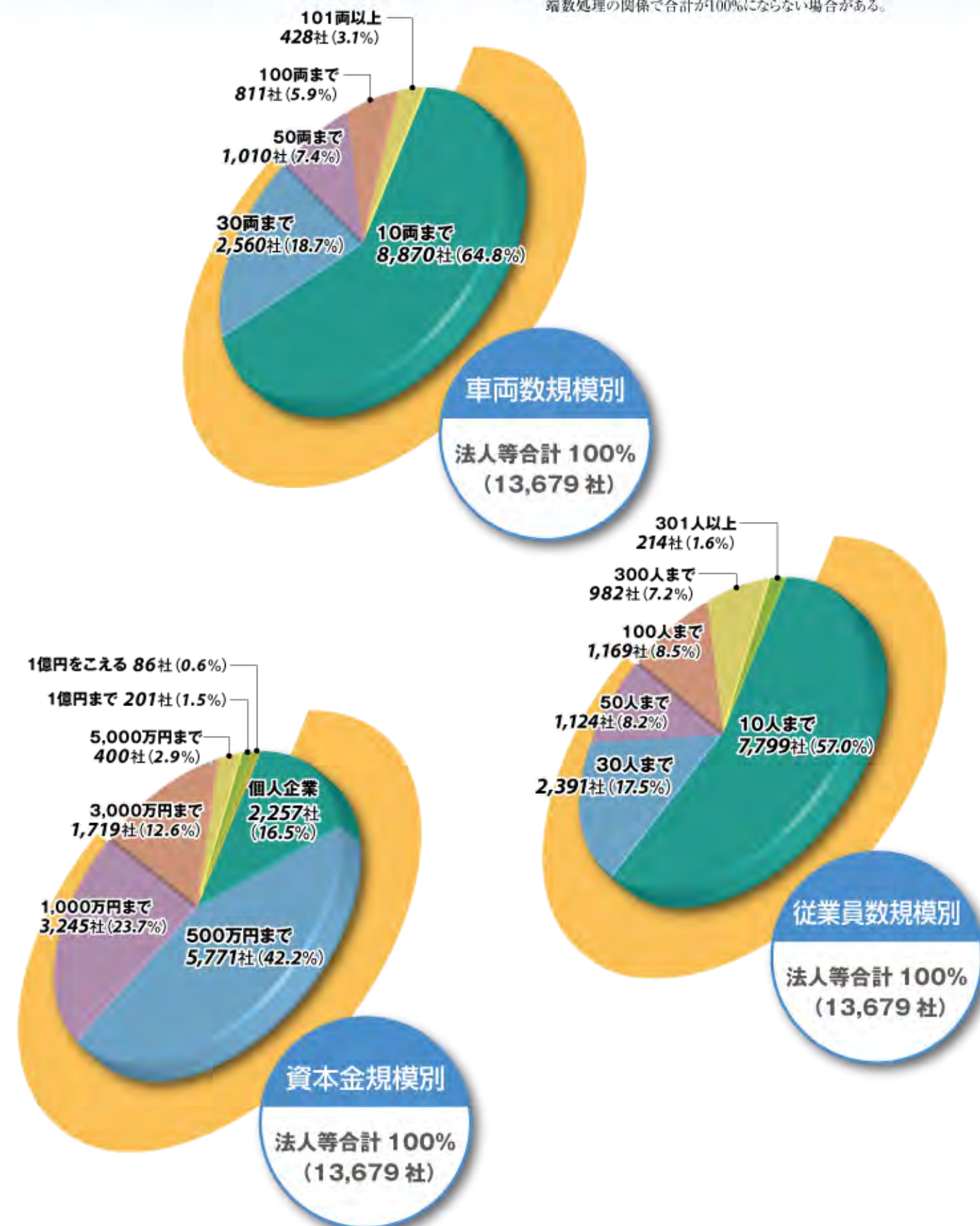
事業者の努力にも関わらず、自家用自動車の増加、地域住民の減少、都市部の地下鉄網の整備等により、需要は減少傾向にあります。



事業規模

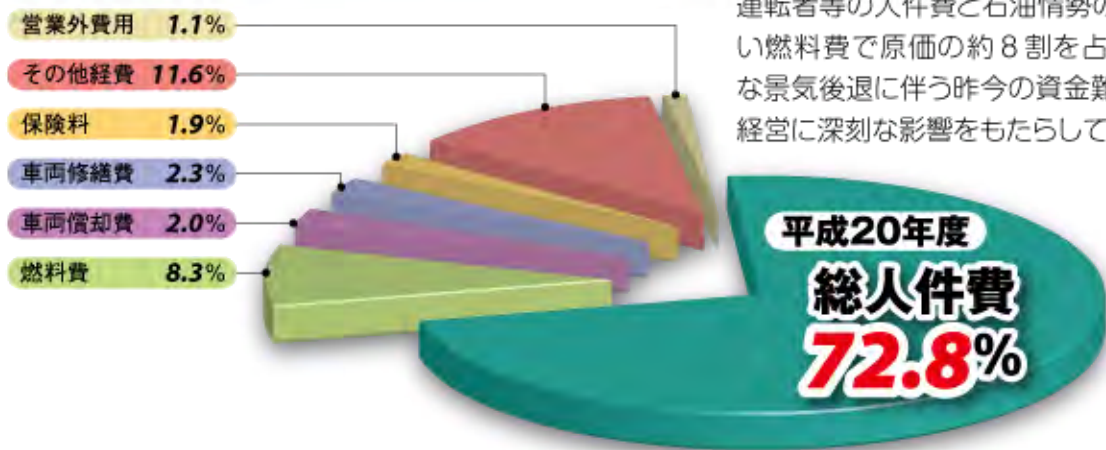
法人タクシー事業者のほとんどが**零細中小企業**です。

(注)国土交通省調べ、平成21年度実績による。
端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。



経営の現状

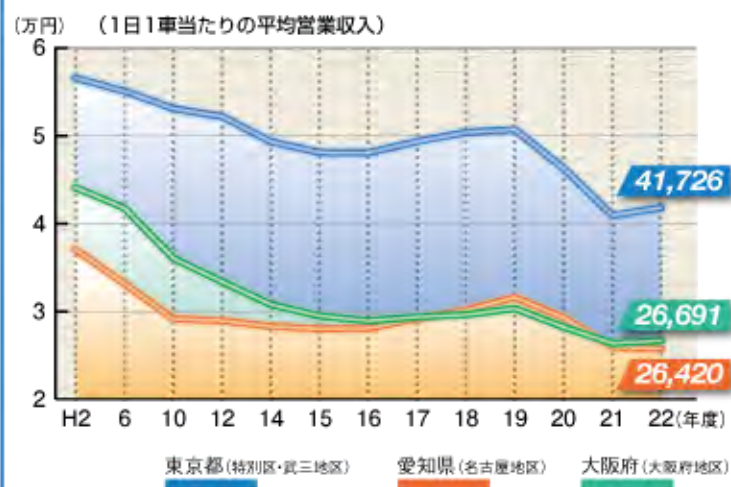
原価構成



タクシー事業は典型的な労働集約産業です。運転者等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めます。世界的な景気後退に伴う昨今の資金難や需要の減少は、経営に深刻な影響をもたらしています。

資料：自動車運送事業経営指標（2010年版）

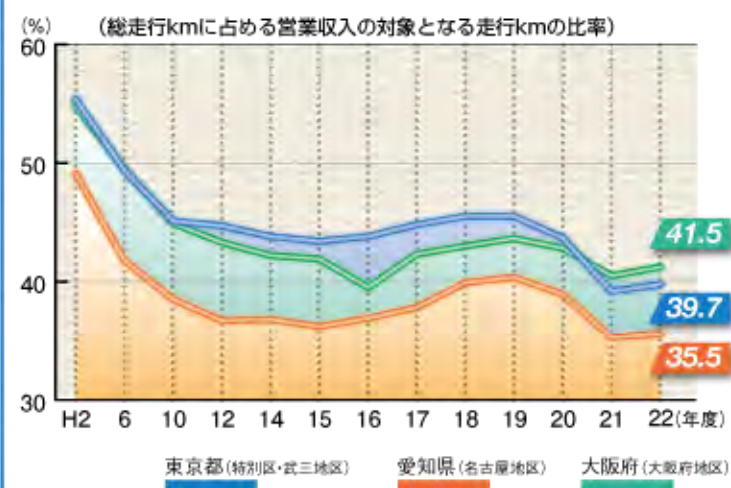
各地の日車営業収入の推移



| 運賃ブロック | 東京都 (特別区・武三地区) | 愛知県 (名古屋地区) | 大阪府 (大阪府地区) |
|--------|----------------|-------------|-------------|
| 平成2年度 | 56,550円 | 37,045円 | 44,089円 |
| 6年度 | 55,068 | 33,159 | 41,766 |
| 10年度 | 53,085 | 29,151 | 36,055 |
| 12年度 | 52,194 | 28,935 | 33,384 |
| 14年度 | 49,327 | 28,294 | 30,780 |
| 15年度 | 48,069 | 28,012 | 29,483 |
| 16年度 | 48,046 | 28,073 | 28,927 |
| 17年度 | 49,337 | 29,147 | 29,280 |
| 18年度 | 50,370 | 30,132 | 29,621 |
| 19年度 | 50,414 | 31,230 | 30,077 |
| 20年度 | 46,145 | 29,119 | 29,075 |
| 21年度 | 40,919 | 25,428 | 26,387 |
| 22年度 | 41,726 | 26,420 | 26,691 |

国土交通省調べ

各地の実車率の推移



| 運賃ブロック | 東京都 (特別区・武三地区) | 愛知県 (名古屋地区) | 大阪府 (大阪府地区) |
|--------|----------------|-------------|-------------|
| 平成2年度 | 55.4% | 49.1% | 54.8% |
| 6年度 | 49.4% | 41.8% | 49.5% |
| 10年度 | 45.1% | 38.5% | 44.9% |
| 12年度 | 44.7% | 36.7% | 43.3% |
| 14年度 | 43.8% | 36.8% | 42.4% |
| 15年度 | 43.4% | 36.2% | 41.9% |
| 16年度 | 43.8% | 36.9% | 39.5% |
| 17年度 | 44.8% | 38.1% | 42.3% |
| 18年度 | 45.5% | 39.9% | 43.0% |
| 19年度 | 45.5% | 40.7% | 43.5% |
| 20年度 | 42.4% | 38.8% | 42.2% |
| 21年度 | 39.2% | 35.1% | 40.9% |
| 22年度 | 39.7% | 35.5% | 41.5% |

国土交通省調べ

年間納税額

タクシー1台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額…………… (普通車) **429,093円**
平成23年3月31日現在 東旅協調

| 項目 | 金額 | 算出の基礎 | 備考 | |
|-----|-------------------|---|--|---|
| 国税 | 石油ガス税 | 160,702円 | 税 額=129円80銭 年間走行=88,878km(1日243.5km) 保持キロ=125.42km | 燃料LPGに課税 |
| | 石油石炭税 | 9,918円 | 税 額=1t 1,080円 年間使用量=16,398ℓ (ガス状炭化水素) | |
| 消費税 | 普通車 26,540円 | 車両価格2,654,000円の5/100 =132,700円÷5年 | | |
| | 燃料油脂費 45,808円 | 21年度実働1日1車当たり 運送収入41,148円の6.1/100 =2,510円×365日×5/100 | | |
| | 車両修繕費 12,775円 | 21年度実働1日1車当たり 運送収入41,148円の1.7/100 =700円×365日×5/100 | | |
| | 営業外費 6,753円 | 21年度実働1日1車当たり 運送収入41,148円の0.9/100 =370円×365日×5/100 | | |
| | その他経費 120,158円 | 21年度実働1日1車当たり 運送収入41,148円の16.0/100 =6,584円×365日×5/100 | | |
| | 自動車重量税 | 8,400円 | 0.5t当たり2,800円 | |
| 地方税 | 自動車取得税 | 普通車 15,924円 | 車両価格2,654,000円の3/100 =79,620円÷5年 | |
| | 自動車税 | 9,500円 | (営業用)1500ccを超えるもの | 昭和59年4月1日より課税 |
| | 事業所税 | 従業者割 12,615円 | (従業者割)100人を超える場合 年収348万円(月額29.0万円) 29.0万円×12ヶ月×2.9人×1/2(特例) ×(0.25/100) (資産割)床面積1,000m ² を超える場合 1m ² 600円(1坪1,980円) | バス・トラックは非課税 ハイ・タクのみ課税。 (250台以下の タクシー事業者は減免 されている) |

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃*の中から、各事業者が国土交通大臣に申請を行い、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを審査の上、認可を受けています。相手によって認可された運賃・料金を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

運賃ブロック
(平成23年12月末現在)
93

※上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた93の運賃適用地域(運賃ブロック)ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

12 ブロック
九州運輸局

7 ブロック
中国運輸局

14 ブロック
近畿運輸局

7 ブロック
北陸信越運輸局

9 ブロック
北海道運輸局

10 ブロック
東北運輸局

16 ブロック
関東運輸局

8 ブロック
四国運輸局

8 ブロック
中部運輸局

2 ブロック
沖縄(総合事務局)



運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域により異なる運賃・料金もあります。

■ 運賃 ■

距離制運賃(時間距離併用)

■ 初乗り運賃 + 初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃
 例：東京都(特別区・武三地区)
 普通車の上限運賃 初乗2km 710円
 加算 288m 90円
 (※ 時間距離併用 1分45秒 90円)
 {※…10km/hに満たない限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算}

時間制運賃

■ 営業所で事前特約による実拘束時間に応じた運賃
 例：東京都(特別区・武三地区)
 普通車の上限運賃 初乗1時間 4,550円
 加算 30分 2,050円

定額運賃

■ 特定の運送区間について定額による運賃
 ・施設間又は施設との一定のエリア間
 ・大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
 ・観光ルート別

割引運賃

■ 公共的割引
 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者等
 ■ 遠距離割引
 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
 例：7,000円超え1割引
 ■ 営業的割引
 クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃

■ 深夜早朝、冬期、寝台など

■ 料金 ■

迎車回送料金

■ お客様の要請により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

待ち料金

■ お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

サービス指定予約料金

■ 1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受
 ・時間指定配車料金
 お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用
 ・車両指定配車料金
 ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

*介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が不要とされています。

地域公共交通として

個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域ニーズに応じた機動的なサービスを提供しています。

東日本大震災の被災地支援

ガソリンの供給不足の状況下で、LPガス燃料のタクシーが活躍しました

■緊急輸送

被災地では、緊急車両として支援物資の輸送協力、ご遺族などの送迎協力
避難地域では、透析患者など避難所から医療機関への通院支援

■医療ボランティア支援

被災地の交通機関が復旧しない状況下で、山形空港と花巻空港から活動拠点までの「国境なき医師団」
スタッフを現地タクシーが輸送支援

■「被災地における

新たなバリアフリー車両の活用・実証事業」

国土交通省と連携して、メーカーから提供されたユニ
バーサルデザインタクシー10台、乗合タクシー2台が住
民に活用されるよう支援



車両引渡式

地域を支えるために 乗合タクシー

路線方式（定期、不定期）と区域運行方式（前日までの
予約に対応して自宅までタクシーが迎えに来るオンデマ
ンド）があり、全国で2,815コース9,840台が運行。

（平成23年3月末現在）

住民の足として

- ▶ 路線バスのない地域や時間帯に対応した過疎型 **1,969コース**
- ▶ マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出かけ支援に福祉型 **42コース**

経済活動、地域活性化の足として

- ▶ 地域の観光スポットを効率よく周遊する観光型 **231コース**
- ▶ 空港と周辺市町村を結ぶ空港型 **345コース**



介護タクシー、救援・救急タクシー、育児支援タクシー

介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に…
指定居宅サービス事業者のタク
シーでは介護資格の運転者、又は
同乗ヘルパーが乗降介助や身体介
護サービスを提供します。

救援・救急タクシー

緊急事態の場合に…
電話やPHSを活用した緊急通報
制度により、近くを走行する運
転者がご自宅に急行します。

育児支援タクシー

子育て世代の方々に…
特別に教育した運転者が、乳幼児
をはじめ妊産婦等に優しいタク
シーサービスを提供
します。



病气や障害などのため、

セダン車両に乗車できない利用者のために **福祉タクシー**

共同配車センター

前日までの予約で、ヘルパーやケア輸
送士の運転者が、介助が必要な高齢者、
障害者の「お出かけしたい」をお手伝い
します。

福祉タクシーを活用した共同配車セン
ターが東京、大阪、岐阜東濃地区、京都
で運営されています。

（兵庫県では、平成22年11月に共同配車セン
ター設立をめざしつつ、ナビダイヤルによる
配車システムを開始。



必要なときに、必要なサービスを

飲酒や疲労でマイカー運転できないときには **タクシー代行**

全国で年間約101万回の代行輸送を受け、交通事故防止にも役立っています。

安心してご利用いただけるよう、タクシー代行では、お客様の車について「全タク連タクシー代行保険」などの対人対物保険に加入しています。

タクシー代行の仕組み



観光タクシー



名勝地や特産物などの知識豊富な運転者がおもてなしの心でご案内します。



観光ガイドタクシー認定制度

各地でタクシー協会と自治体、観光関係団体等が一体となり、観光ガイドに相応しい運転者を養成・認定する制度が広がっています。認定された運転者が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

観光タクシーの運賃について

事前に予約をいただいたお客様に、割引の時間制運賃やルート別の定額運賃をご案内しています。

観光型乗合タクシー

観光地の見所を効率よく回りたいときに、便利で割安な観光型乗合タクシーも運行しています。



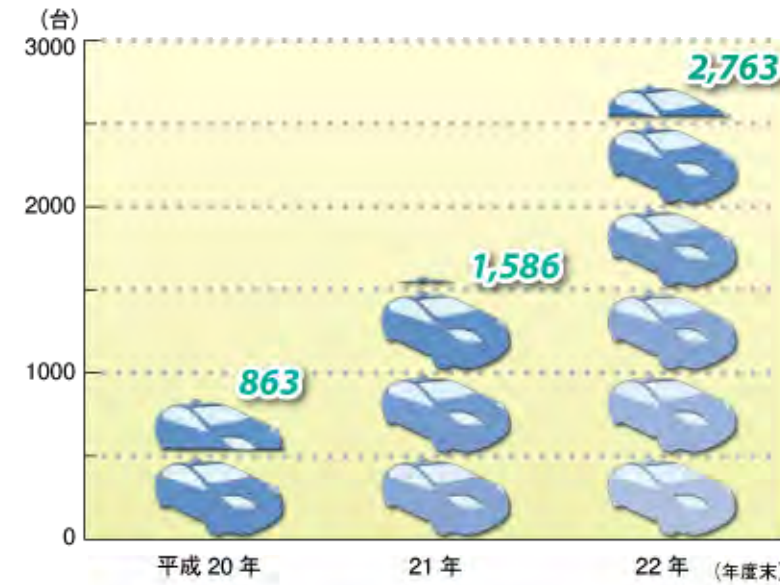
外国からのお客様にも
国際便の乗り入れが始まった羽田空港をはじめ、指差し外国語シートを備え付けたタクシーが外国人のお客様に対応しています。

環境に優しいタクシー

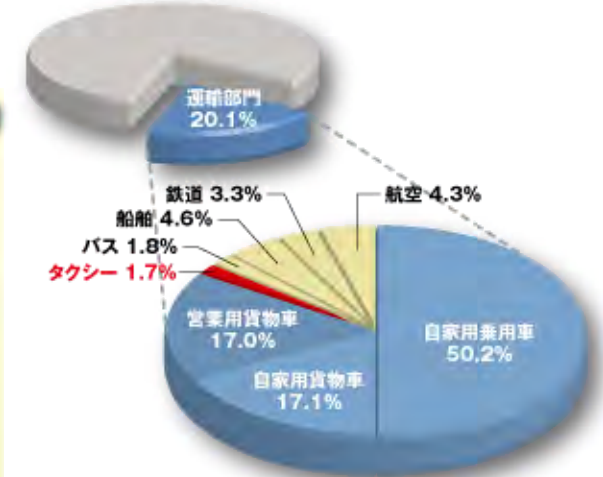
二酸化炭素排出量の軽減に努力します

■各地で低燃費車両の導入が進んでいます

※ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車タクシーの合計台数 (全タク連調べ)



部門別の二酸化炭素排出量(2009年度)
(日本の排出量 1,145百万トン)



運輸部門の運輸機関別二酸化炭素排出量 (2009年度)

(資料: 交通エコロジー・モビリティ財団「運輸・交通と環境」のデータをもとに作成)



電気自動車(EVタクシー)



プラグインハイブリッドタクシー

●タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるもので、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。
- 84%がLPG車です。(平成23年3月末)

●要望しています

大幅にCO₂を削減するLPGハイブリッド車の開発をメーカーや国に働きかけています。

●さらに二酸化炭素排出量の削減努力を続けます

- デジタル式GPS-AVMシステムの導入促進による運行の効率化
- エコドライブの実施
 - ・駐車時時のアイドリングストップの徹底
 - ・車内の過度の冷暖房の防止
 - ・急発進・急加速の防止
 - ・休憩、仮眠、洗車時のエンジン停止

ケア輸送サービス

高齢者、障害者等手助けが必要な方々のための
タクシーの外出支援サービスを**ケア輸送サービス**と呼んでいます。

国のバリアフリー基本方針

1 目標 福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)約28,000台

安定した乗り心地のセダン型の一般タクシーに加え、全国で約**12,300台**の**福祉タクシー**が利用できるほか、最近では**ユニバーサルデザインタクシー**の導入も進んでいます。

ユニバーサルデザインタクシー 健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている車両で流し営業も行う通常のタクシー。



ユニバーサルデザインタクシー



ユニバーサルデザインタクシー (UDレベル2)



バリアフリー対応乗合タクシーの表示マークデザイン

福祉タクシー 乗り降りが容易な回転シートやリフトアップシート付きのセダン型車両、車いすのまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両。

2 職員等関係者に対する適切な教育訓練

職員や運転者に対する教育は、社内だけでなく無線協同組合、各県タクシー協会などが継続的に行っています。また、運転者を対象に統一的なカリキュラムで平成14年から**ケア輸送サービス従事者研修**、平成24年から**タクシー乗務員バリアフリー研修**も行っています。

ケア輸送サービス従事者研修

サービスの基礎知識や車いすの取扱い等を学ぶ通信教育と集合研修(45時間)

国土交通省、厚生労働省、(財)全国老人クラブ連合会等利用者4団体が後援。研修修了者(ケア輸送士)は全国で約3,200人(平成24年3月末現在)

タクシー乗務員バリアフリー研修

ケア輸送サービス従事者研修の入門研修。ユニバーサルデザインタクシーの実車化などに対応して新設された集合研修(7時間)

全国で約500人(平成24年3月末現在)



ケア輸送士等優先の病院乗り場

ますます便利で快適に

タクシー乗り場は・・・

わかりやすい標識、スロープ化、指導員の配置に加え、優良タクシー運転者専用やケア輸送士等の優先入構、低公害車専用、利用者が好きなタクシーを選べるなど関係者と協議しながら工夫に努めています。



東京駅新丸ビル前 EV・HVタクシー乗り場

無線配車は・・・

デジタル無線や携帯電話の活用等で、迅速配車を目指しています。最近では、一部でスマートフォンを活用した配車も行われています。



車は・・・

公共交通機関として快適にご利用いただけるよう、タクシーは現在、全国的にほとんどの車両が禁煙となっています。



支払いは・・・

これまでのチケット、クーポンだけでなく、クレジットカード、デビットカード、お財布携帯で支払うことができる便利なタクシーも増えています。



さまざまなニーズに・・・

病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど、必要な時に様々なご要望に応える**便利タクシー**も活躍しています。



安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成



41,717人



従業員数
412,962人



資料：平成22年3月末現在国土交通省調べ

運転者(男性)の平均年齢と勤続年数

平均年齢

57.0歳

勤続年数

9.5年

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)



出庫前のアルコールチェック

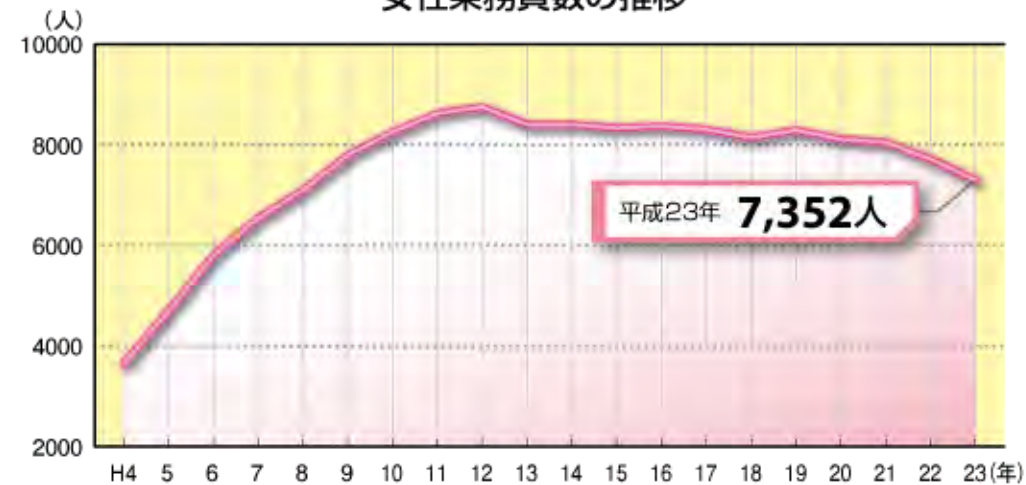
運転者数の推移



女性乗務員

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。

女性乗務員数の推移



| | |
|------|--------|
| 平成5年 | 4,601人 |
| 10年 | 8,259 |
| 15年 | 8,338 |
| 16年 | 8,372 |
| 17年 | 8,308 |
| 18年 | 8,146 |
| 19年 | 8,294 |
| 20年 | 8,083 |
| 21年 | 8,017 |
| 22年 | 7,727 |
| 23年 | 7,352 |

資料：各年3月末現在全タク連調べ

女性乗務員の構成比率が高い都道府県

総運転者数に占める女性乗務員の構成比率は、全国平均で2.3%です。

| | | | |
|------|------|------|------|
| ① 富山 | 9.1% | ④ 新潟 | 4.9% |
| ② 山口 | 6.0% | ⑤ 山形 | 4.8% |
| ③ 島根 | 5.5% | ⑥ 長野 | 4.1% |

運転者登録制度

昭和45年、政府は、「タクシー業務適正化臨時措置法」(現「タクシー業務適正化特別措置法」)を制定し、東京(23区及び武蔵野、三鷹の両市)と大阪(大阪市及び大阪市の周辺地域)でタクシーの運転業務に従事する者は、運輸大臣(現国土交通大臣)が指定した指定登録機関に登録しなければならないこととしました。

昭和30年代から40年代にかけての我が国は、高度経済成長により産業と人口の都市集中が進み、所得水準の向上と相俟って大都市を中心にタクシー需要が大幅に増加しましたが、一方で運転者の確保難からタクシーの供給不足が生じ、乗車拒否や不当運賃要求などの違法行為の多発とサービスの悪化を招きました。このため政府は、運転者の登録制度を創設するとともに登録の拒否や取消要件を定め、タクシー事業の適正化を図ることとしたものです。

バブル崩壊以降の景気の低迷は、長期減少傾向にあったタクシー輸送人員の減少に一層の拍車をかけました。加えて、平成14年には需給調整規制が撤廃され、新規参入や増車が容易になりましたが、このような状況は、ただでさえ営業収入の減少により低下が進んでいた運転者の賃金を更に低下させるとともに、適切な勤務時間・乗務時間によらない勤務を惹起し、安全輸送の確保をも困難にするような状況を招きました。そこで政府は平成20年6月、他の政令指定都市にも登録制度を導入することとしました。

この結果、現在では、東京、大阪の他、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、北九州及び福岡の各地域で運転者登録制度が導入されています。

厳しい労働環境

公共交通の一翼を担うタクシーは、利用者のニーズに応じるため、拘束時間が長く深夜労働の比重が高いという労働環境の下にあります。また、賃金も利用者の減少傾向を反映して厳しい状況にあり、運転者(男性)の年間賃金は全産業男性労働者と比較して約236万円(平成23年)低くなっています。

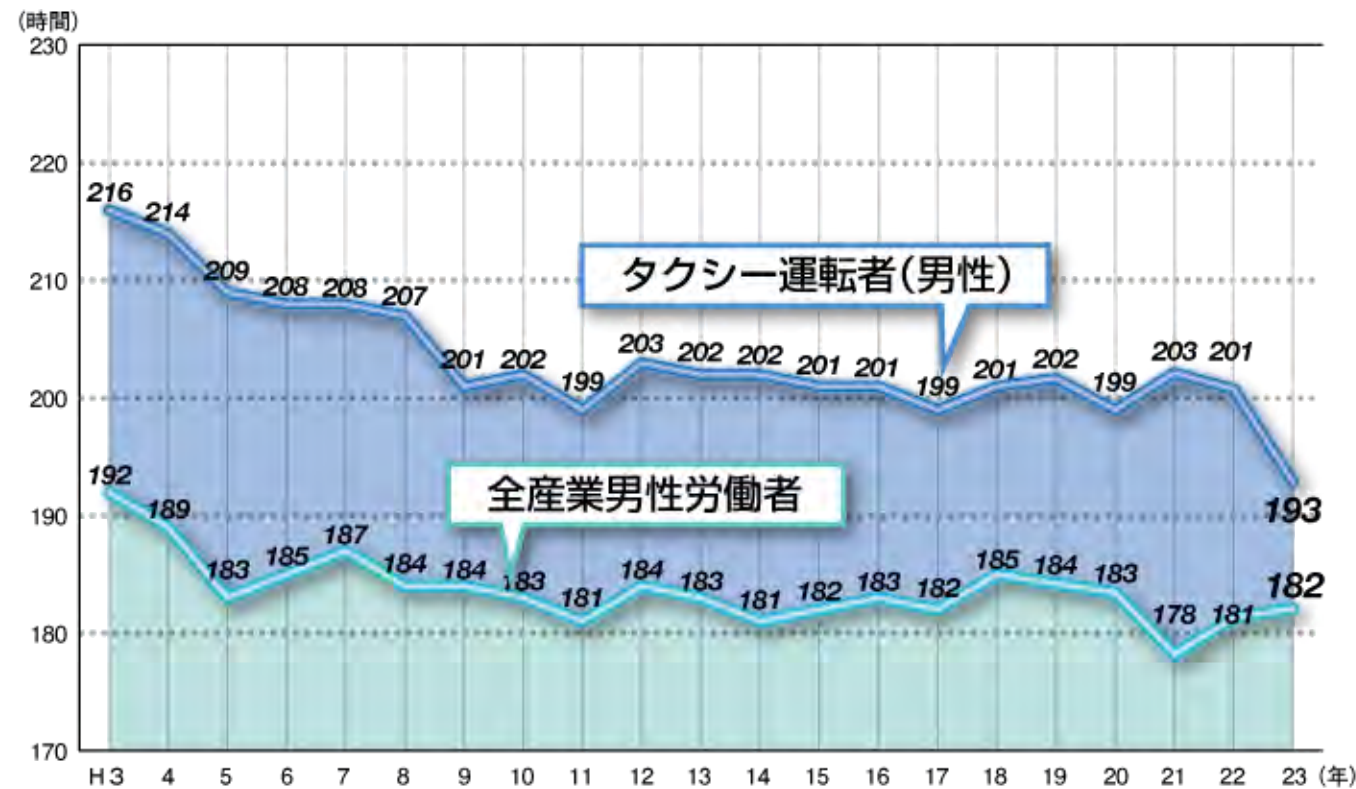
自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

| | 日勤の勤務 | 隔日の勤務 |
|--------|---------------------------------|---|
| 拘束時間 | 1日 13時間以内 1カ月 299時間以内 (特例あり) | 1勤務 21時間 1カ月 262時間 [地域の事情等により延長あり] (特例あり) |
| 最大拘束時間 | 1日 16時間以内 (特例あり) | 1勤務 21時間 (特例あり) |
| 休息期間 | 継続8時間以上 | 継続20時間以上 |
| 時間外労働 | 1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内 | |
| 休日出勤 | 1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回 | |

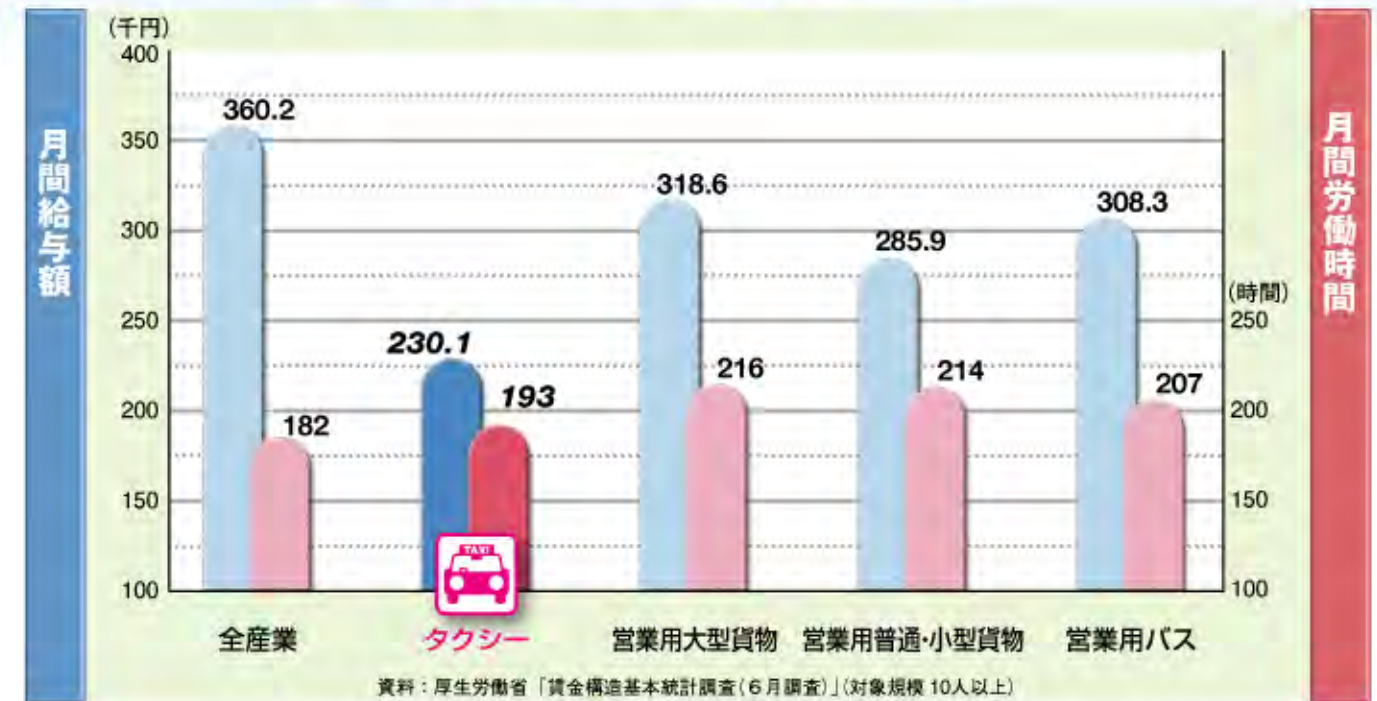
(改正：平成9年1月30日、厚生労働省告示第4号)

月刊労働時間の推移



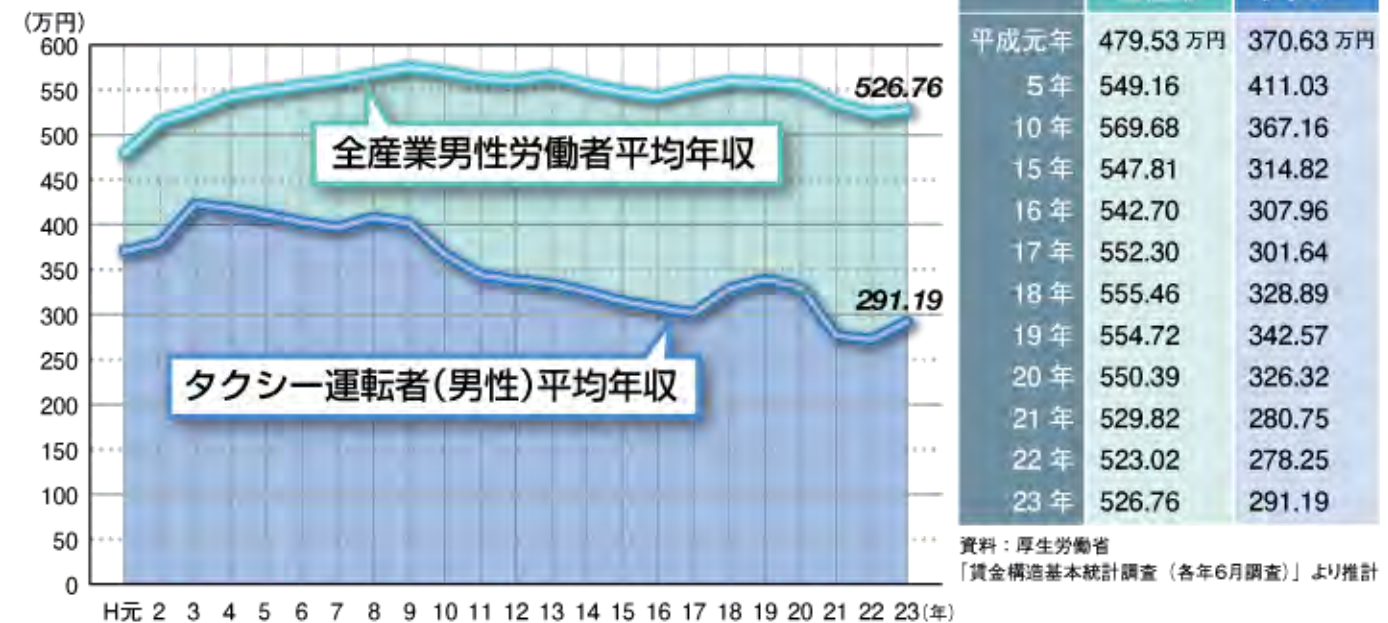
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」(対象規模10人以上)

自動車運転者(男性)の賃金、労働時間の状況 (平成23年)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(6月調査)」(対象規模10人以上)

年間賃金水準



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」より推計

法人タクシー事業者ランク評価制度

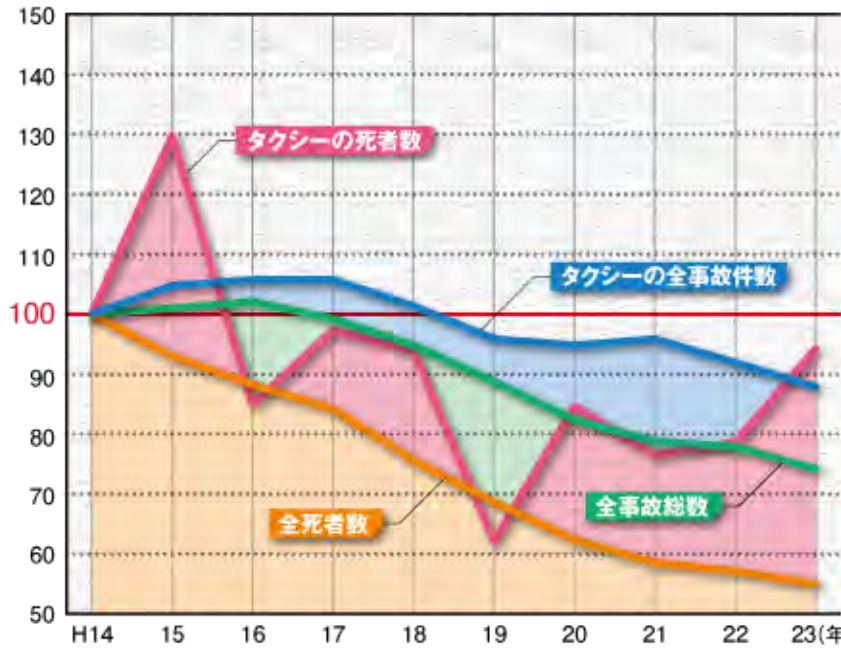
この制度は、東京タクシーセンター(国土交通大臣が指定する適正化事業等実施機関)が、東京23区及び武蔵野市、三鷹市の法人タクシー事業者を対象に、「接客サービスに関する情報」「安全に関する情報」「事業者の法令順守に関する情報」を収集し、AA・A・B・Cの4段階にランク付けするとともに優良な事業者を公表し、タクシー事業の発

展とサービスの改善を目的として実施している制度です。平成22年度の評価結果は、AAランク107社、Aランク116社、Bランク77社、Cランク49社でした。優良ランク法人事業者の車両には、原則として「AA」又は「A」のマークを車両の左側面2箇所に表示することとしておりますので、ご確認ください。

交通安全対策～たゆまぬ努力～

タクシーが第1当事者となる交通事故は減少しているものの、全事故発生件数に比べ高止まりしており、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

交通事故発生状況(指数)



ハイ・タク事業における総合安全プラン2009
国の方針を踏まえ、平成21年9月に策定

交通事故削減目標

- 平成30年までに、法人タクシーが第1当事者となる、死亡事故件数を **20件以下**に、全事故件数を **10,000件以下**に
- 飲酒運転ゼロ

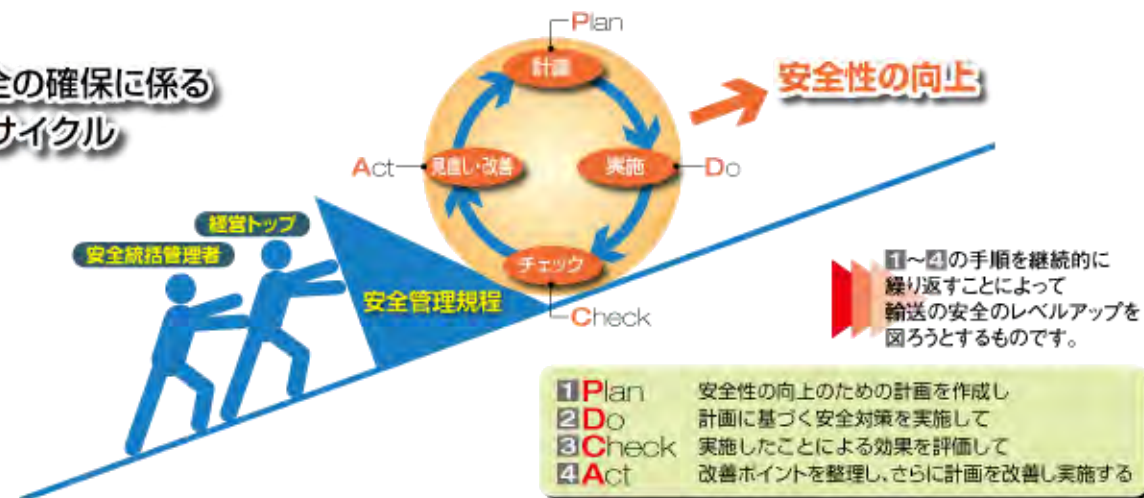
(注)①左のグラフは交通事故の発生状況を、平成14年を100として指数で表したものです。
②タクシー欄は、法人タクシーのみの数値です。(個人タクシーを除く)
③タクシーの事故件数は、物損事故を除き、法人タクシーが第1当事者となったもの。
④タクシーの死者数は、死亡事故件数を計上しています。
⑤警察庁調べ。

| | 平成14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総全事故総数 | 936,721 | 947,993 | 952,191 | 933,828 | 886,864 | 832,454 | 766,147 | 736,688 | 725,773 | 690,907 |
| 全死者数 | 8,326 | 7,702 | 7,358 | 6,871 | 6,352 | 5,744 | 5,155 | 4,914 | 4,726 | 4,611 |
| タクシー全事故件数 | 221,906 | 22,948 | 23,126 | 23,330 | 22,227 | 21,078 | 20,760 | 20,851 | 20,248 | 19,182 |
| タクシー死者数 | 47 | 61 | 40 | 46 | 44 | 29 | 40 | 36 | 37 | 44 |

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月施行)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。

輸送の安全の確保に係るPDCAサイクル



運行管理者の選任

タクシーを5両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに1名の運行管理者を選任しなければなりません。

運行管理者の主な業務

- ① 乗務開始前・乗務終了後点呼の実施
- ② 乗務割の作成
- ③ 乗務記録と運行記録計による管理
- ④ 乗務員教育
- ⑤ 異常気象時等の措置
- ⑥ 事故発生後の措置

教育指導

運転者に対して日常的に乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、輸送の安全、健康管理を含む指導を行うとともに、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。

点呼風景



優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員等を表彰し、士気の高揚を図っています。また、平成20年より、人命救助や捜査協力等の善行に対しても表彰しています。

平成22年
優良乗務員表彰 **61人** (累計4,092人)
優良乗務員証 **74人** (累計3,974人)

後部座席シートベルト着用の推進

全席シートベルトの着用が義務化
(平成20年6月1日)

後席に乗車し、シートベルト未装着のときに事故が発生すると、車外に放出されることもあります。また、前席の乗客等にぶつかるなどにより被害者となるだけでなく加害者となる可能性があります。



ドライブレコーダー

搭載台数 約8.9万台 (平成23年3月末現在)
(搭載割合は約42% 法人タクシー)

車両のルームミラー付近にカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。(交通事故の瞬間等衝撃があった場合に、事故等の前後15秒から30秒の間の映像等を記録保存できます)

防犯対策

タクシー事業者は、運転者に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。

更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

防犯仕切板の設置状況



GPS等と連動した緊急無線等の設置状況



全国乗用自動車防犯協力団体連合会
調査年月日：平成23年3月末現在

営業所における警察官の防犯指導



タクシーの防犯基準(概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

| 項目 | 基準の概要 |
|-------|---|
| 防犯責任者 | <ul style="list-style-type: none"> 営業所等で防犯責任者を指定 乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等 |
| 乗務員 | <ul style="list-style-type: none"> 車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等 |
| 防犯設備 | <ul style="list-style-type: none"> 車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 車外防犯灯に関する広報等 |



車内防犯カメラ

タクシー強盗を想定した防犯訓練

社会貢献

東日本大震災に際し業界では、道路が寸断し他の公共交通機関が途絶状態にある中、機動性を生かし医療従事者や患者の皆様を中心に輸送をさせていただきました。そして、一部ではありますが被災者の皆様にタクシー券をプレゼントさせていただきました。

また、医療・人道援助国際NGO「国境なき医師団」の医療スタッフにつきましても、最寄りの空港と活動拠点間の輸送を担わせて頂き、感謝状を頂きました。



この他、私たちは、日頃の皆様のご愛顧に感謝するとともに「社会から信頼される良き企業市民」となることを目指し、次のような活動を行っています。

地域の皆様との共生を目指して

- 寄附金や義援金等の贈呈
- 高齢者を対象とした交通安全教室の開催
- 障害児(者)等の動物園、旅行等への招待
- 被爆者の原爆慰霊碑参拝の送迎
- 献血
- 交通安全グッズの寄贈
- 障害者割引や免許返納者割引等、各種割引制度の実施
- 駅前広場やタクシー乗り場等の清掃



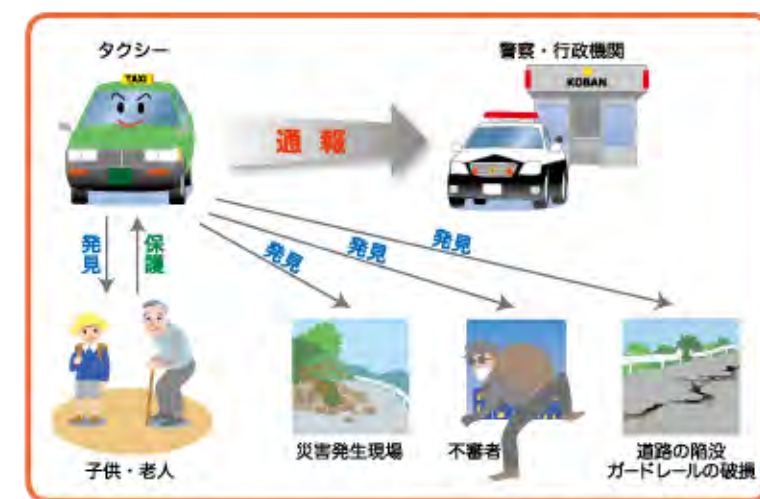
交通安全教室



駅前広場の清掃

地域の安全を確保するために

タクシーは、365日24時間、あらゆる場所を走行しています。そして、ドライブレコーダーというカメラと無線という通信手段を持っています。私たちは、この特性を生かし、警察や地方自治体と協力して、子供や徘徊老人の保護に努めるほか、道路の陥没状況等に関する情報を関係機関に通報しています。



(写真上提供：(株)東京交通新聞社)

都道府県協会一覧

| 団体名 | 所在地 | 電話・FAX |
|---------------------------------|---|--------------------------------|
| (社)北海道ハイヤー協会 | 〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1 | 011-561-1171 FAX: 011-551-0161 |
| (社)青森県タクシー協会 | 〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館 | 017-739-0545 FAX: 017-739-0448 |
| 一般社団法人 岩手県タクシー協会 | 〒020-0891 紫波郡矢野町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館 | 019-638-1761 FAX: 019-637-3109 |
| (社)宮城県タクシー協会 | 〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町8-59 | 022-288-1113 FAX: 022-288-1114 |
| 一般社団法人 秋田県ハイヤー協会 | 〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館 | 018-864-1351 FAX: 018-864-1353 |
| 山形県ハイヤー協会 | 〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館 | 023-686-2505 FAX: 023-686-2503 |
| (社)福島県タクシー協会 | 〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館 | 024-546-2028 FAX: 024-546-9845 |
| 茨城県ハイヤー・タクシー協会 | 〒310-0844 水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館 | 029-247-6602 FAX: 029-247-2114 |
| (社)栃木県タクシー協会 | 〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館 | 028-658-2411 FAX: 028-659-4512 |
| 群馬県ハイヤー協会 | 〒379-2166 前橋市野中町588 | 027-261-2071 FAX: 027-263-0611 |
| 埼玉県タクシー協会 | 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル | 048-863-6431 FAX: 048-863-7833 |
| 一般社団法人 千葉県タクシー協会 | 〒261-0002 千葉市美浜区新港212-2 千葉県交通会館 | 043-243-2460 FAX: 043-248-6306 |
| (社)東京乗用旅客自動車協会 | 〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館 | 03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665 |
| (社)神奈川県タクシー協会 | 〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー協会 | 045-241-3577 FAX: 045-241-3581 |
| 山梨県タクシー協会 | 〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館 | 055-262-1212 FAX: 055-262-1213 |
| 新潟県ハイヤー・タクシー協会 | 〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイタク会館 | 025-241-8677 FAX: 025-247-0655 |
| 富山県タクシー協会 | 〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館 | 076-423-0622 FAX: 076-423-0631 |
| 石川県タクシー協会 | 〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター4階 | 076-254-1348 FAX: 076-268-1349 |
| 長野県タクシー協会 | 〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー協会 | 026-227-7177 FAX: 026-228-9558 |
| (社)福井県タクシー協会 | 〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館 | 0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723 |
| 岐阜県タクシー協会 | 〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館 | 058-279-3728 FAX: 058-279-3677 |
| 商業組合 静岡県タクシー協会 愛知県タクシー協議会 | 〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館 | 054-261-1401 FAX: 054-261-1403 |
| 愛知県タクシー協会 名古屋タクシー協会 | 〒466-8558 名古屋市中区昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 | 052-881-1315 FAX: 052-872-0968 |
| (社)三重県旅客自動車協会 | 〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ廻1190-1 三重県自動車会館 | 059-234-8438 FAX: 059-234-8448 |
| 一般社団法人 滋賀県タクシー協会 | 〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館 | 077-585-8261 FAX: 077-585-8262 |
| (社)京都乗用自動車協会 | 〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館 | 075-691-6518 FAX: 075-682-5325 |
| (社)大阪タクシー協会 | 〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル | 06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445 |
| (社)兵庫県タクシー協会 | 〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34 | 078-341-6036 FAX: 078-341-5617 |
| 奈良県タクシー協会 | 〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 奈良県自動車会館 | 0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181 |
| (社)和歌山県タクシー協会 | 〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館 | 073-422-3150 FAX: 073-422-3351 |
| 鳥取県ハイヤー・タクシー協会 | 〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (社)鳥取県バス協会内 | 0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670 |
| (社)島根県旅客自動車協会 | 〒690-0024 松江市馬場町堀り木64-3 | 0852-37-0334 FAX: 0852-37-1158 |
| (社)岡山県タクシー協会 | 〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー協会 | 086-272-3451 FAX: 086-273-7475 |
| (社)広島県タクシー協会 | 〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会 | 082-233-9155 FAX: 082-293-9296 |
| (社)山口県乗用自動車協会 | 〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館 | 083-922-5110 FAX: 083-922-4303 |
| 徳島県タクシー協会 | 〒771-1156 徳島市応神町神産業団地1-6 徳島県自動車会館 | 088-641-4116 FAX: 088-641-4646 |
| 香川県タクシー協同組合 | 〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館 | 087-821-8513 FAX: 087-823-3617 |
| 愛媛県ハイヤー・タクシー協会 | 〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル | 089-941-7481 FAX: 089-947-6721 |
| 高知県ハイヤー・タクシー協議会 | | |
| 一般社団法人 高知県ハイヤー協会 高知県ハイヤー協同組合 | 〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 | 088-866-6555 FAX: 088-866-6556 |
| (社)福岡県タクシー協会 | 〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 | 088-866-0520 FAX: 088-866-6741 |
| (社)佐賀県バス・タクシー協会 | 〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー協会ビル | 092-474-8340 FAX: 092-474-8350 |
| (社)長崎県タクシー協会 | 〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館 | 0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342 |
| (社)熊本県タクシー協会 | 〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車会館 | 095-838-2664 FAX: 095-839-8400 |
| (社)大分県タクシー協会 | 〒862-0901 熊本市東町4-14-31 熊本県タクシー協会 | 096-368-4101 FAX: 096-365-5986 |
| (社)宮崎県タクシー協会 | 〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館 | 097-558-5759 FAX: 097-558-5756 |
| (社)鹿児島県タクシー協会 | 〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字観音尾2735-24 | 0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320 |
| (社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会 | 〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー協会 | 099-222-3255 FAX: 099-222-3653 |
| | 〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4 | 098-855-1344 FAX: 098-853-5075 |

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

平成24年3月末現在

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人：富田昌孝
編集人：各務正人

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階
TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619
URL : <http://www.taxi-japan.or.jp>
E-mail : info@taxi-japan.or.jp

制作:(有)トーコー・アドクリエイター



TAXI TODAY

IN JAPAN 2012

タクシーが
つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations